

岡崎市福祉有償運送事業 審査運用基準
(岡崎市福祉有償運送ガイドライン)

令和8年4月1日
(第 2.6 版)

この岡崎市福祉有償運送ガイドラインは、岡崎市において、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 49 条第 2 項に定める福祉有償運送の事業を行う際の要件や手続きについてまとめたものです。

岡崎市福祉部福祉政策課

目 次

1	運送主体	1
2	運送の対象	2
3	運送の区域	5
4	使用車両	5
5	運転者	7
6	損害賠償措置	9
7	運送の対価	10
8	管理運営体制	11
9	法令遵守	13
10	申請の手続	13
11	申請法人が提出する申請書類等	13
12	更新登録の有効期間	15
13	地域公共交通会議の協議を要しない事項の変更	15
14	輸送実績の報告	16

1 運送主体

(1)次に掲げるような自治体もしくは非営利法人であること。

- ・ 市町村
- ・ 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号))
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 7 項 に規定する認可地縁団体
- ・ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号))
- ・ 消費生活協同組合(消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号))
- ・ 医療法人(医療法(昭和 23 年法律第 205 号))
- ・ 社会福祉法人(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号))
- ・ 商工会議所(商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号))
- ・ 商工会(商工会法(昭和 35 年法律第 89 号))
- ・ 労働者協同組合(労働者協同組合法(令和 2 年法律第 78 号))
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であるもの

(2)福祉有償運送が法人の目的の範囲内であること。(理事会等で認定され、法人の定款等に事業を行うことが記載されていること。)

- ・社会福祉法人については、訪問介護事業所の附帯事業又は公益事業にて処理すること。(附帯事業だけで行う場合は、定款への記載は不要である。)
- ・法人が定款等に記載する名称は、原則として「福祉有償運送事業」とすること。

(3)運送主体である法人の役員は、道路運送法第 79 条の 4 第 1 号から第 3 号に該当していないこと。

(4)運送主体は、運行に関して全ての責任体制が確立されていること。

運送主体とは、当該運送に関する全ての責任を有する者のことである。

具体的には、

- ① 運行に関する計画立案を行い、その一切の責任を有すること。
- ② 対内的にも対外的にも輸送に関する一切の責任を有すること。
- ③ 車両の支配・運用権を有すること。

である。なお、運転業務、運行管理、車両のメンテナンス、その他運航業務に係る事務に関して別に委託した場合でも、上記の責任を有する場合は運送主体となりうる。

また、法人格を持たない任意団体又は個人が行う場合は、非営利団体に所属するか、その団体が運送主体として責任を負う体制の下で、団体が道路運送法の登録を得て、福祉有償運送に関わらなければならない。

2 運送の対象

(1)福祉有償運送を行う運送の対象となる者は、以下に該当する者であること。

①事前に法人の会員として登録してあること。(乗車するその場で会員に登録するよ
うなケースは認められない。ただし、会員の付添人の登録は不要である。)

②会員として登録してある者が次の要件であること。

イ 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」

ロ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する「精神
障害者」

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する「知的障害者」

ニ 介護保険法第19条第1項にいう「要介護者」

ホ 介護保険法第19条第2項にいう「要支援者」

ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準
に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障がい(人工血液透析を受けている場合を含む)、知
的障がい、精神障がいその他の障がいを有する者(発達障がい、自閉症、学
習障がいを含む)

以上の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、
かつ、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人

(2)運送主体は、(1)②の区分のうち申請日において運送しようとする旅客の中に該
当する者がいない区分については、申請することができない。ただし、当該区分の
申請に関し地域公共交通会議で協議が調っている場合は、この限りでない。

道路運送法施行規則においては、福祉有償運送の必要性の判断において、「移動制約者」を対象としつつ、令和2年11月27日付け国自旅第317号「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」では、運送の対象において、「身体障がい者」や「要介護者」であれば、地域公共交通会議において「移動制約者」であるかどうかの確認を必ずしも要求していないが、「知的障がい者」「精神障がい者」等については、全て地域公共交通会議での「移動制約者」としての確認を要求している。

福祉行政的な見地から「移動制約者」の定義を検証してみると、岡崎市における「移動制約者」の定義は概ね次のとおりである。

(身体障がい者)

- ① 身体障害者福祉法第15条4項に規定する身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち、身体障がい者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である身体障がい者。

(知的障がい者)

- ② 昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」第2に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である知的障がい者。

(精神障がい者)

- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者で、医師の指導により常時介護が必要な精神障がい者。

(戦傷病者)

- ④ 戦傷病者特別援護法第4条第1項及び第2項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者で、戦傷病者手帳の障がい程度が恩給法第49条の2関係第1号表の2の特別項症から第4項症である戦傷病者。

(被爆者)

- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者で、医師の指導により常時介護が必要な被爆者。

(特定疾患患者)

- ⑥ 昭和 48 年衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」に規定する特定疾患医療受給者証又は特定疾患重症患者医療受給者証の交付を受けている者で医師の指導により常時介護が必要な特定疾患患者。

(小児慢性特定疾患患者)

- ⑦ 昭和 49 年厚生省発児第 128 号厚生事務次官通知「小児慢性特定疾患治療研究事業について」に規定する小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者で医師の指導により常時介護が必要な小児慢性特定疾患患者。

(介護保険利用者)

- ⑧ 介護保険法第 19 条第 1 項にいう「要介護者」の認定を受けている者。

(障がい児)

- ⑨ 児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する「障がい児」であって、保護者等が移動させるのに医師の指導により常時介護が必要な障がい児。

(その他移動が困難な者)

- ⑩ その他、単独の移動が困難な者であって、かつ、単独では公共交通機関を利用することが困難な者と市長が認める者。

岡崎市では、上記の要件に該当する者を、原則として地域公共交通会議での確認を要することなく「移動制約者」と想定している。その他の者については、地域公共交通会議事務局において会員の日常を熟知したケアマネージャーや訪問介護員あるいは生活相談員等の意見を確認し、運送の対象とすることが適当であるかどうかを判断し、必要があれば地域公共交通会議で協議するものとする。

(3) 短期間で治癒が予想される怪我、障がいを持たない妊産婦、乳幼児、単なる高齢者などは運送の対象にならないが、後遺症の心配される治癒に長期間要する怪我や、身体障がい者手帳や介護保険利用認定を受けていないものでも、単独で公共交通機関を利用することが困難であると地域公共交通会議で判断されたものは、運送の対象として認めるものとする。

(4) 福祉有償運送は、個別輸送を原則とするが、透析患者の透析のための輸送、知的障がい者、精神障がい者の施設送迎等であって地域公共交通会議が必要と認めた場合で、かつ、旅客から収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしている

ことについて地域公共交通会議の合意がなされた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること(複数乗車)ができるものとする。

- (5) 運送主体は、上記岡崎市における「移動制約者」の定義⑩に該当すると思われる者及びその他地域公共交通会議での確認を要しない者以外の者から、会員登録の申し出があった場合には、会員氏名、ふりがな、生年月日、住所、移動制約事由(障がい等の程度)、主目的、福祉有償運送を必要とする理由を記入したもの(任意様式)をEメール又はFAX等にて地域公共交通会議事務局に提出し、承認を得なければならない。

3 運送の区域

- (1) 福祉有償運送の区域は、地域公共交通会議において協議により定められた市町村を単位とするので「岡崎市」とする。
- (2) 会員は、岡崎市内在住であるか(発地)、市外の者が岡崎市内の病院に通院及び買物等に利用する場合(着地)に限り認められる。
- (3) 市外の者が会員となる場合は、その者が在住する市町村長の確認をとるものとする。

4 使用車両

- (1) 使用する車両は、乗車定員 11 人未満の自動車(貨物自動車は除く。)で、車椅子もしくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップ等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、及びセダン型等の一般車両とする。ただし、手すり、吊革等簡易な付属物を備えた自動車はセダン型の取扱いとなる。
- (2) 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを原則とする。ただし、ボランティア運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは下記の事項に適合することを要するものとする。
- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両にかかる契約及び使用承諾が締結され、当該内容を証する書面が作成されていること。

- ② 当該契約書及び使用承諾書において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- (3) 運送主体は、使用する車両の車体両側面に有償運送の登録を受けた車両である旨をわかりやすく表示しなければならない。表示内容は次のとおりとし、文字は横書き、一文字の大きさは縦横各50ミリメートル以上とする。
- ・ 運送者の名称
 - ・ 「有償運送車両」の文字
 - ・ 登録番号
- 表示は、ステッカー、マグネットシール又はペンキ等によるものが想定されるが、ボランティア運転者との契約に基づき使用している車両や福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるために着脱可能な方式が望ましく、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。
- (4) 運送主体は、使用する車両内に運送の対価のほか、運送主体の名称、当該車両の登録番号を表示しなければならない。また、自家用有償旅客運送者登録証の写しを車両に備えておかなければならない。
- (5) 運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を、車検証及び任意保険証書、あるいは自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。
- (6) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校(以下「幼稚園等」という。)に通う幼児、児童又は生徒の送迎を、その幼稚園等が自ら保有する自家用自動車(乗車定員11人以上を含む。)を使用して行う場合は、「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて(平成9年6月17日自旅第101号、運輸省自動車交通局旅客課長通達)」により、有償運送の登録申請は必要であるが、地域公共交通会議には諮る必要はないものとする。
- (7) 社会福祉法人等が運営する社会福祉施設に通所する障がい者等の送迎を、その社会福祉施設が自ら保有する自家用自動車(乗車定員11人未満に限る。)を使用して有償で行う場合は、有償運送の登録申請の条件として、地域公共交通会議に諮ることを要するものとする。

5 運転者

(1) 福祉自動車を使用する場合

次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させる。

① 道路交通法に規定する第2種運転免許を有し、かつその効力が停止されていない者

② 同法に規定する第1種運転免許を有し、申請日前2年間運転免許停止処分を受けていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備えている者とする。

- ・ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- ・ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める講習を修了していること。

(2) 福祉自動車以外の自動車(セダン型)を使用する場合

(1)の要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させる、又は要件のいずれかを備える者を乗務させること。

- ① 介護福祉士の登録を受けていること。
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- ③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める講習を修了していること。

愛知県内の国土交通大臣の認定講習（令和7年12月1日現在）

- ・ NPO 法人移動ネットあいちの「移動ネットあいち安全運転教育」
- ・ NPO 法人豊田ハンディキャブの会の「移送サービス運転協力者講習会」
- ・ 有限会社ハートフルハウスの「ハートフルハウス福祉有償運送運転者講習」、「ハートフルハウス・セダン等運転者講習」
- ・ NPO 法人和来の「移送サービス運転講習会」

(3) 地域公共交通会議への申請書案提出にあたっては、講習の修了証の写しが必要であるが、認定講習の受講予定でもかまわない。その場合には、認定講習の名称及び受講予定日を記載した受講計画書を提出すること。

(4) 運営主体においては、運転者が死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号、又は第4号に掲げる傷害を受けた者)が生じた事故を引き起こした場合、あるいは道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処

分を受けることとなった場合には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する
適正診断を実施させること。

自動車損害賠償保障法施行令

(昭和三十年十月十八日政令第二百八十六号)

(保険会社の仮渡金の金額)

第五条 法第十七条第一項 の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者
一人につき、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------------------------------|--------|
| 一 死亡した者 | 二百九十万円 |
| 二 次の傷害を受けた者 | 四十万円 |
| イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの | |
| ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの | |
| ハ 大腿又は下腿の骨折 | |
| ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの | |
| ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要
する期間が三十日以上のもの | |
| 三 次の傷害(前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者 | 二十万円 |
| イ 脊柱の骨折 | |
| ロ 上腕又は前腕の骨折 | |
| ハ 内臓の破裂 | |
| ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が
三十日以上のもの | |
| ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害 | |
| 四 十一日以上医師の治療を要する傷害(第二号イからホまで及び前号イから
ホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者 | 五万円 |

(5) 運営主体においては、運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証に関する内容、
講習等の受講歴、交通事故や道路交通法違反に係る履歴等を記載した運転者台
帳(参考様式第へ号)を運転者ごとに作成し、加除等を適切に行い2年間保存するこ
と。

(6) 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、運転者に積極的に研修を受講させることにより、輸送の安全及び旅客の利便の確保に努めることが望ましい。

6 損害賠償措置

(1) 運送主体が所有する場合、あるいはボランティア運転者等から提供される自家用自動車を使用する場合においても、全ての車両が、原則として対人・対物無制限、搭乗者保険(又は人身傷害保険)1,000万円の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること。又は加入する計画があること。(契約申込書及び見積書の写し、あるいは宣誓書(愛運支局公示第7号様式第9号)の写しを提出すること。)

(2) 保険会社によっては、福祉有償運送活動中の保障がされない場合があるので、運送主体は、その旨を保険会社に必ず確認すること。

国土交通大臣の告示により、福祉有償運送に使用する全ての車両に任意保険等の加入が義務付けられているが、保険契約者がNPO法人等であることは必要でない。ただし、運送主体としての責任は免れないので、ボランティア運転者が持ち込んだ車両を使用した場合、有償運送が対象とならない保険に加入したときの損害賠償責任をNPO法人等が負うことになり、現実的に利用者の利便を損なうことになりかねない。従って、福祉有償運送中の事故が対象となる保険に入っていることを保険証書上確認するか、その旨をNPO法人等側で明記させる必要がある。(岡崎市が一般論として保険会社に問い合わせたところ、NPO法人等が人的運送用に使用するために保有する自動車保険は、一般タクシーとほぼ同等の契約額になるとのことであった。また、ボランティア運転者が持ち込んだ一般車両で福祉有償運送に使用して事故を起こした場合、その使用頻度にもよるが使用目的の事前に申告がないと、支払を拒否される場合があるとの回答を得た。)また、移動中の事故については、上記保険でカバーされるが、乗降介助等、移動していないときの事故についてはカバーされないので、上記と同等以上の補償額の全国社会福祉協議会の「福祉サービス総合補償」等に加入しておくことが望ましい。

7 運送の対価

(1) 福祉有償運送の対価は、以下に掲げる範囲のものをいう。

- ・運送の対価 … 運送サービスの利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、岡崎市内におけるタクシーの上限運賃額(輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。)の約8割であること。ただし、地域公共交通会議において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能とする。
- ・運送の対価以外の対価 … 運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに設備の利用に対する対価(迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料、設備(ストレッチャー、車椅子等)使用料)で、実費の範囲内であること。

これらの対価については、基準を設けてそれぞれがその範囲内であることを明らかにすることは難しいので、運送の対価は、個別の運送実績に応じて該当するタクシー運賃と比較をし、運送の対価以外の対価は、地域の実情等を踏まえて判断するため、旅客が利用する設備や提供される役務の種類ごとに金額を明記した書類を提出するものとする。

(2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を収受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」が、各場合のタクシー運賃の約8割であることが条件となる。ただし、地域公共交通会議において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能とする。

(3) 福祉有償運送の運賃と別立てになっている会員の登録料や年会費等が、専ら団体の活動の維持・運営に充てられる場合には、運送の対価には含まない。ただし、会費と称されるものでも会員の中で福祉有償運送を利用している者だけから徴収する会費は、当該運送の対価とみなす。

(4) 利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送(介護保険給付が適用される場合)は、有償運送に該当する。

(5) 運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めたり、事前に対価の支払いが合意されていたりといった事実がなく、あくまで自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、「好意に対する任意の謝礼」と認められ、有償運送に該当しない。

(6) 予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の収受が行われる場合には、少額の金銭といえども「任意の謝礼」には該当しないが、当該運送行為が行なわれない場合

には発生しないことが明らかな費用(通常、ガソリン代、道路通行料、駐車場料金のみがこれに該当する。)であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合は、金額が定められていても有償運送に該当しない。通所施設等の利用者の送迎において、支払われる対価の額がガソリン代相当に限定されている場合は、この例に該当する。

8 管理運営体制

- (1) 運送主体において、運行管理や整備管理に係る指揮命令、運転者に対する監督等の体制が整っており、地方公共団体も含めた事故発生時における緊急連絡体制や苦情処理の体制が整備されていること。
- (2) 運行管理責任者の選任にあたっては、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。なお、配置する自動車の数が5両以上となる事務所(以下、特定事務所という。)の場合には、運行管理責任者は次のいずれかの要件を満たしている者及び人数を選任すること。
- ① 法第23条第1項の運行管理者(39両まで1人、以降40両ごとに1人)
 - ② 「運行管理者試験の受験資格を有する者」又は「安全運転管理者の選任要件を備える者」又は「国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認める者」(19両まで1人、以降20両ごとに1人)

道路運送法

(昭和二十六年六月一日法律第百八十三号)

(運行管理者)

第二十三条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるために、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(運行管理者資格者証)

第二十三条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する。

- 一 運行管理者試験に合格した者
- 二 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

- (3) 運送主体は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習（一般講習（旅客））を定期的（選任した年度の翌々年度以降二年ごと）に受けさせること。
- (4) 運送主体は、特定事務所においては、道路交通法違反となる行為（最高速度違反行為、過積載をして運行する行為、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為）の防止やその他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行に関する計画を作成すること。
- (5) 運送主体は、特定事務所においては、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- (6) 運送主体は、特定事務所においては、異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずるものとする。
- (7) 利用者に対し、事故発生、苦情対応に係る運営主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。
- (8) 運送主体は、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者であることの実態その他必要な事項を記載した会員名簿（参考様式第八号）を作成し、個人情報保護の観点から適切に管理すること。
- (9) 運送主体は、事故が発生した場合は、事故の記録（参考様式第九号）を行い、速やかに岡崎市に報告すること。また、その記録を2年間保存すること。
- (10) 運送主体は、苦情の申し出を受け付けた場合は、苦情処理の記録（参考様式第十号）を行い、速やかに岡崎市に報告すること。また、その記録を1年間保存すること。
- (11) 運送主体は、安全な運転のために乗務しようとする運転者に対して行う確認や指示は、原則として対面により行うものとする。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認や指示を確実に実施できる体制を整備し実施するとともに、運送主体において書式を定め、確認や指示の記録（参考様式第十二号）を実施し、その記録は1年間保存すること。運転者が乗務したときの乗務記録（参考様式第十号）についても同様とすること。また、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持し、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認及び記録すること。
- (12) 運送主体は、運送の対価を当該団体のウェブサイトへ掲載すること。掲載が困難な場合は、岡崎市と協議のうえ岡崎市ホームページへの掲載依頼をすること。

9 法令遵守

福祉有償運送は、福祉の業務を交通関係の業務として行うものである。よって、道路運送法、道路交通法だけの規制にとどまらず、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法等福祉関係法令、並びに非営利団体を構成する根拠法（例えば、医療法人ならば医療法、商工会議所ならば商工会議所法、NPO 法人ならば特定非営利活動促進法）を遵守しなければならない。

10 申請の手続

- (1) 福祉有償運送の登録（新規、更新、変更）の申請をしたい法人（以下「申請法人」という。）は、必要な書類の写しを添付して「自家用有償旅客運送に係る協議について（依頼）」（別紙様式1）を地域公共交通会議の開催日の概ね1箇月前までに、市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、上記の依頼の条件及び形式が整っている場合は、速やかに協議するよう地域公共交通会議会長に対し、「地域公共交通会議による協議について（依頼）」（別紙様式2）により依頼するものとする。
- (3) 地域公共交通会議会長は、地域公共交通会議において協議が調った場合若しくは調わなかった場合は、市長に対し、速やかに「自家用有償旅客運送に係る協議について（報告）」（別紙様式3-1～3-3のいずれか）にて報告するものとする。
- (4) 市長は、上記の報告によって地域公共交通会議において協議が調ったこと又は調わなかったことの報告を受けたときは、申請法人に対し「自家用有償旅客事業に係る協議結果について（回答）」（別紙様式4-1～4-3のいずれか）で結果を通知するとともに、協議が調った場合においては、「地域公共交通会議において協議が調ったことを証する書類」（別紙様式5）を交付するものとする。
- (5) 申請法人は、愛知運輸支局に申請するときに、交付を受けた上記証明書を添付すること。

11 申請法人が提出する申請書類等

（ただし、地域公共交通会議への提出書類は①以外写しとする。変更登録の場合は、変更のあった登録事項に関する書類を提出すること。）

- ① 地域公共交通会議への協議依頼書
- ② 自家用有償旅客運送登録（更新登録、変更登録）申請書

- ③ 定款(財団法人にあつては寄付行為)
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 役員の名簿
- ⑥ 宣誓書(法第79条の4(欠格事由)各号のいずれにも該当しない旨を証する書類)
- ⑦ 運送の対価として收受する金額等を記載した書類
- ⑧ 使用する車両の車検証(写し)
- ⑨ 運送主体と自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間で締結された契約の内容を証する書面
- ⑩ 運転者等就任承諾書
- ⑪ 運転者の運転免許証(写し)
- ⑫ 運転者が必要な要件を備えていることの証明(国土交通大臣が認める講習の修了証の写し)
- ⑬ セダン使用時に運転者又は乗務員が必要な要件を備えていることの証明(写し)
- ⑭ 運行管理責任者就任承諾書
- ⑮ 運行管理責任者の資格を証する書類(写し)(5両以上の車両を配置する事務所の場合)
- ⑯ 運行管理の体制等を記載した書面
- ⑰ 運送しようとする旅客の名簿及び身体状況等、態様ごとの会員数
- ⑱ 車両の任意保険証書(写し)
- ⑲ 損害賠償措置を講じていることを証する書類(宣誓書他)
- ⑳ 登録証(更新及び変更登録の場合)
- ㉑ 近年度の事業報告書(新規登録の場合)

法人等から福祉有償運送の申請書(新規、更新、変更登録)及び添付書類(以下「申請書等」という。)が提出されたら、まず必要書類が作成されているか確認する。

地域公共交通会議の協議の円滑化を図るため、地域公共交通会議の開催に先立って申請書等の写しをあらかじめ委員に送付し、確認を行うこととする。(個人情報保護及びその他必要に応じ、添付書類を省略して送付する。)

1 2 更新登録の有効期間

更新登録にあたっては、愛知運輸支局において、事業の実施状況及び法令違反、輸送の安全その他必要な事項を確保すべき命令の有無等を審査され、次のいずれにも該当しない場合にあつては、有効期間が3年付与され、いずれかに該当した場合にあつては2年とされる。

- (1) 運送主体の運行管理の方法を改善すること等の命令を受けている。(法第79条の9第2項)
- (2) 重大事故を引き起こしている。(法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項)
- (3) 業務の全部又は一部の停止命令を受けている。(法第79条の12)

1 3 地域公共交通会議の協議を要しない事項の変更

(1) 運送主体は、次に掲げる協議を要しない軽微な事項について変更した場合は、30日以内に愛知運輸支局に届出を行うとともに、地域公共交通会議事務局へその写しを提出すること。

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 自家用有償旅客運送の種別(過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)
- ③ 路線又は運送の区域(減少する場合に限る。)
- ④ 事務所の名称及び位置
- ⑤ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- ⑥ 運送しようとする旅客の範囲

(2) 適切な事業運営のためには、会員の増減、運転者の変更、運行管理責任者の変更など愛知運輸支局への届出を要しないが要件が定められている事項を変更する場合は、適宜地域公共交通会議事務局の確認を得たのち、岡崎市長に対し、変更届(任意様式)を提出するものとする。地域公共交通会議事務局は、変更の内容を直近の地域公共交通会議に報告するものとする。

1 4 輸送実績の報告

- (1) 運送主体は、毎年5月31日までに前年の4月1日から3月31日までの輸送実績等を記載した輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2 第6号様式)を、愛知運輸支局に届出を行うとともに、地域公共交通会議事務局へその写しを提出すること。
- (2) 運送主体は、毎年5月31日までに4月1日現在の会員数、車両台数及び運転者数を記載した書類(参考様式第イ号、第ロ号、第ハ号)を、地域公共交通会議事務局へ提出すること。

附則

1. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 1.0 版)は、平成 17 年 4 月 15 日より施行する。
2. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 1.1 版)は、平成 18 年 2 月 6 日より施行する。
3. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 2.0 版)は、平成 19 年 5 月 14 日より施行する。
4. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 2.1 版)は、平成 23 年 1 月 21 日より施行する。
5. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 2.2 版)は、平成 26 年 5 月 26 日より施行する。
6. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 2.3 版)は、令和2年4月1日より施行する。
7. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 2.4 版)は、令和3年8月1日より施行する。
8. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 2.5 版)は、令和7年4月1日より施行する。
9. 岡崎市福祉有償運送ガイドライン(第 2.6 版)は、令和8年4月1日より施行する。

自家用有償旅客運送事業登録申請の流れ

